

婚姻届の記入例

【届出日】
婚姻届を出す日を記入してください。

【氏】
婚姻により氏が変わる人は**変わる前の氏**で記入してください。

【生年月日】
日本国籍の方は**和暦**で、外国籍の方は**西暦**で記入してください。

【住所】
現在住民登録している住所を記入してください。
婚姻届の提出と同日に、転居・転入予定の方は、婚姻届を届出後、転居・転入の手続きのご案内をします。
また、現在夫婦の住所が同じでも、世帯が別の場合は、婚姻届届出後に世帯合併の手続きが必要です。

【本籍】
現在のご自身の本籍、筆頭者を記入してください。

【養父母の氏名】
養子縁組をしている場合は記入してください。

【婚姻後の夫婦の氏】
日本人同士の婚姻の場合は、婚姻後夫の氏を称するか、妻の氏を称するかを**必ずチェック**してください。
婚姻後の氏は容易に変更できるものではありません。間違いのないよう記入してください。

【新本籍】
左の☑の氏の人既に戸籍の筆頭者でない場合は**必ず**記入してください。
新本籍がおけるかについては事前に電話か窓口でご確認ください。

【届出人の署名】
婚姻により氏が変わる人は**変わる前の氏**で記入してください。

【届出人の押印】
届出人が自署している場合、**押印は任意**です。

前 時 分 受付

婚姻届

令和 9 年 9 月 9 日届出

長 崎 市 長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 第 号					
送付 令和 年 月 日 第 号	長 崎 市 長 印					
婚姻届査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

(フリガナ)	夫 になる 人	妻 になる 人
(1) 氏 名	ナガ サキ イチ ロウ	オオ ムラ マチ コ
生 年 月 日	長 崎 市 郎	大 村 町 子
大正 昭和 西暦	6 年 6 月 6 日	大正 昭和 西暦 8 年 8 月 8 日
住 所	長 崎 市 魚 の 町	長 崎 県 諫 早 市 東 小 路 町
(2) (いるところ) マンション・アパート 名を書いてください	4 番地 1-101 番	7 番地 1 番
本 籍	長 崎 市 桜 町	長 崎 県 大 村 市 玖 島 一 丁 目
(3) (国籍だけを書いてください)	2 番 1	2 5 番
筆頭者の氏名	長 崎 市 男	筆頭者の氏名 大 村 町 助
父母及び養父母の氏名 父母との続き横	父 長 崎 市 男 母 長 崎 市 子	父 平 戸 町 雄 母 大 村 町 美 大 村 町 助
続き横 長 男	続き横 二 女	続き横 養 女
右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその欄に書いてください	養父 養母	養父 養母
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☐夫の氏 ☐妻の氏 長 崎 市 魚 の 町 4 番地	
同居を始めた日	大正 昭和 西暦 8 年 8 月	(結婚式を挙げたとき、または同居を始めたときのうち、早いほうを書いてください)
(6) 初婚・再婚の別	☐初婚 ☐再婚	☐初婚 ☐再婚 7 年 7 月 7 日
同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員・役員(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 3から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯	妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員・役員(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 3から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯
(8) 夫 妻 の 職 業	夫の職業	妻の職業
届出人署名 (※押印は任意)	夫 長 崎 市 郎 妻 大 村 町 子	
事件簿番号	住定年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日	

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

記入の注意

- 鉛筆や消えやすいインキ、消えるボールペンで書かないでください。
- この届は、土・日曜日や祝日でも届けることができます。
- 詳しくは、事前に戸籍担当係にご相談ください。
- 長崎市に提出する場合、届書は1通でしつつかえありません。
- 証人となる人は、18歳以上で、この婚姻の事実を知っているかたであれば、どなたでもかまいません。(必ず2名必要)

戸籍謄本の添付は不要です。

【証人】
証人の欄が未記入では婚姻届を受理できません。**必ず2名必要**です。

証 人	証 人
署 名 (※押印は任意)	長 崎 市 男 大 村 町 美
生 年 月 日	大正 昭和 西暦 3 3 年 3 月 3 日 大正 昭和 西暦 4 4 年 4 月 4 日
住 所	長 崎 市 魚 の 町 長 崎 県 島 原 市 上 の 町
本 籍	長 崎 市 桜 町 長 崎 県 大 村 市 玖 島 一 丁 目

お願い

戸籍届出の際に本人確認を行います。下記の①又は②の本人確認書類を所持参ってください。なお、確認できなかった方には、受理後、ご本人あてに通知を送付します。

①顔写真付きの身分証明書(一点で可)
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

②顔写真のない官公署発行の書類(二点以上必要)
(資格確認書、介護保険証など)

詳しくは、戸籍担当係までお尋ねください。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。

- 台湾
- パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍が作られますので、希望する本籍を書いてください。
◎住所と同じところに新本籍を定める場合、住所の表示が「○○町△番□号」ならば新本籍は「○○町△番」となります。
再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものは含まれません。

◎届出人・証人の署名は必ず本人が書いてください。
◎住所や世帯主が変わる場合は、平日の開庁時間中に、住民異動担当窓口で手続きをしてください。

氏名	
住所	

届出人の連絡先電話番号

夫	080 0000 0000	自宅・携帯・勤務先
妻	090 0000 0000	自宅・携帯・勤務先

平日の8時45分～17時30分の間に連絡がつく連絡先を必ず記入してください。

【証人の本籍】
本籍には建物名などは入りません。

【届出人の電話番号】
特に時間外受付に婚姻届を出す場合は、職員が内容について確認させていただくことがあります。
平日の9時～17時に連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。
【時間外受付に婚姻届を出す方へ】
時間外受付では届書の受領のみで、記入内容の審査はできません。記入内容に不備があった場合は処理に時間を要することがあります。
事前に地域センター窓口婚姻届を持参いただくと、婚姻届の記入内容に不備がないか確認させていただきます。